

入札説明書

九州大学（伊都）文系実験施設棟新営その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年1月11日

2. 契約担当官等 国立大学法人九州大学 総長 久保 千春

3. ◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 40 ○第3号

4. 品目分類番号 41

5. 担当部局

〒819-0395

福岡県福岡市西区元岡744番地

国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係

電話番号092-802-2045・2046

6. 工事内容等

(1) 工事名 九州大学（伊都）文系実験施設棟新営その他工事

(2) 工事場所 福岡県福岡市西区元岡744番地 九州大学構内

(3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成30年5月11日（金）まで

(5) 使用する主な資機材

コンクリート約4,100m³、鉄筋約640t、ガラス約500m²

(6) 本工事は、工事施工について「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

(7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(8) 本工事は、競争参加資格確認申請及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.bid.mext.go.jp/>）の電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者で、紙入札方式を希望する場合は、総長に対し紙入札参加希望書を持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、本工事に関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注する予定である。

7. 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている2社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあつては、競争参加資格の確認までに、総長から、「九州大学（伊都）文系実験施設棟新営その他工事」に係る共同企業体としての競争参加資格の認定を受けていること。

- (1) 国立大学法人九州大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第5条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。
- (3) 文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、1200点（共同企業体の代表者以外の構成員にあつては1000点）以上であること。
- (4) 平成13年度（過去15年間）以降に、元請けとして完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ①単体又は共同企業体の代表者
RC造又はS造で、延べ床面積1,500㎡以上の学校、研究施設、病院の新営工事を施工した実績
 - ②共同企業体の代表者以外の構成員
RC造又はS造で、延べ床面積800㎡以上の学校、研究施設、病院の新営工事を施工した実績
- (5) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (6) 共同企業体での参加の場合の構成員数は、2社とすること。
- (7) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする。

(10) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 平成13年度（過去15年間）以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記7（4）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。）。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(11) 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記7（10）①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(12) 文部科学省又は総長から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けている期間中でないこと。

(13) 上記6に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

(14) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（ただし、上記7（4）の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争参加者心得第14条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場

合

(15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(16) 平成26年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例を有する者でないこと。

8. 設計業務等の受託者等

(1) 上記7(13)の「上記6に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社東畑建築事務所

(2) 上記7(13)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている

場合における当該建設業者

9. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記9(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ) 評価値が標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② 上記9(1)①において評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 標準点を100点とする。加算点は最高36点とし、技術提案書の内容に応じ与える。

② 「加算点」の算出方法は、別表1の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と各評価項目によって得られる「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準

別表1「評価項目及び評価基準」により評価を行い、評価点数を算出する。

① 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」

・社会的要請 特別な安全対策に対する提案

② 「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

(4) 受注者の責により、採用された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

(5) 技術提案書に対するヒアリング

技術提案書に対するヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場合の日時、場所等必要事項は別途通知する。

10. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記7に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、記7(3)に定める事項に関する一般競争参加資格認定通知書の写し、競争参加資格確認申請書(別記様式1)、競争参加資格確認資料(別記様式2、別記様式3)及び技術提案書(別記様式4、別記様式5)を提出し、総長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記7（3）の認定を受けていない者も、次に掲げるところに従い競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、上記7（1）から（2）及び（4）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記7（3）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記7（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに別記様式1～別記様式5を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間 平成29年1月11日（水）から平成29年2月7日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）。

② 提出場所 上記5に同じ。

③ 提出方法 競争参加資格確認申請書（別記様式1）、競争参加資格確認資料（別記様式2、別記様式3）及び技術提案書（別記様式4、別記様式5）は書面により上記5まで持参又は郵送（郵便書留等配達記録が残る方法に限る）にて提出し、さらに電子入札システムでも別記様式1を添付し申請処理を行うこと。

電子入札システムにより難しい者で、紙入札を希望する場合は、紙入札参加希望書（様式任意）及び返信用封筒（別記様式1参照）を併せて提出すること。電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（2）一般競争参加資格認定通知書の写し及び競争参加資格確認申請書（別記様式1）は各1部提出すること。競争参加資格確認申請書（別記様式1）は代表者名で作成し、代表者印を押印すること。

（3）競争参加資格確認資料（別記様式2及び別記様式3）は、次に従い、各1部提出すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成13年度（過去15年間）以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡し済みのものに限り記載すること。

① 施工実績

上記7（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）をA3又はA4サイズで提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者

上記7（10）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記7（10）「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできる。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）、当該技術者が従事したことを判断できる資料及び資格に係る資格者証等の写しを提出すること。工事の内容が判断できる資料はA3又はA4サイズで提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

(4) 上記7（4）の同種工事の施工実績（別記様式2）及び上記7（10）の配置予定技術者の資格及び同種工事の経験（別記様式3）の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(5) 技術提案書（別記様式4及び別記様式5）は、次に従い、各5部提出すること。

① VE提案とVE提案に基づく施工計画（別記様式4）

入札参加希望者は、VE提案により施工しようとする場合は、VE提案に基づく施工方法等の技術的事項に対する所見について記載すること。ただし、工事目的物の変更を伴う提案については、VE提案として認めない。また、VE提案が不採用となった場合には、標準案に基づいて入札に参加することができる。

VE提案を行う場合は、VE提案が不採用になった場合に標準案に基づいて入札に参加する意志の有無、また、VE提案を行わない場合は、VE提案を行わない旨を明記し、別記様式4を提出すること。

② 工事全般の施工計画（別記様式5）

VE提案を行わない入札参加希望者も、全てが別記様式5により提案を行うこと。
「不適切（欠格）」の評価を受けた入札参加希望者については、入札への参加を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年3月1日（水）までに電子入札システム（紙入札の申請をした場合は書面）により通知する。

(7) VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。その際、VE提案が不採用の場合は、その理由を付して通知する。

(8) その他

① 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書類」という）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 総長は、提出された申請書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書類は返却しない。

④ 提出期限以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 複数の技術提案書の提出書類は1つのファイルにまとめ、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法を利用するものとする。）すること。

⑥ 採用された技術提案については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になったときは、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

1 1. 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者に対する理由の説明

(1) 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」が採用されなかった者又は評価されなかった者は、総長に対して、その理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：平成29年3月9日（木）午後5時

② 提出先：上記5に同じ

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとする。

(2) 総長は、説明を求められたときは、平成29年3月15日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 2. 「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の資料作成等に関する質問

(1) 質問書は、「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に関して質問がある場合は、次に従い書面及び電子メールにより提出すること。

質問がない場合、提出する必要はない。

① 提出期間 平成29年1月11日（水）から平成29年1月19日（木）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）。

- ② 提出場所 上記5に同じ。
- ③ 電子メールの送信先 sskkouji@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ④ 様式 様式はワード、エクセル、一太郎のいずれかとする。（ワード様式については、電子メールにて配布する）

(2) 上記12(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 平成29年1月25日（水）から平成29年3月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、初日は正午から）。
- ② 閲覧場所 上記5及び九州大学施設部ホームページ (<http://shisetsu.jimu.kyushu-u.ac.jp/kigyo/tyoutatu/tyoutatu.html>) において公表する。

(3) 入札説明書等に対する質問については下記13による。

13. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問書は、次に従い書面及び電子メールにより提出すること。質問がない場合も、その旨明記した上で提出すること。

- ① 提出期間 平成29年1月11日（水）から平成29年3月16日（木）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）。
- ② 提出場所 上記5に同じ。
- ③ 電子メールの送信先 sskkouji@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ④ 様式 様式はワード、エクセル、一太郎のいずれかとする。（ワード様式については、電子メールにて配布する。）

(2) 上記13(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 平成29年3月21日（火）から平成29年3月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、初日は正午から）。
- ② 閲覧場所 上記5及び九州大学施設部ホームページ (<http://shisetsu.jimu.kyushu-u.ac.jp/kigyo/tyoutatu/tyoutatu.html>) において公表する。

14. 入札書提出期限及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限 平成29年3月23日（木）正午まで
- (2) 入札書提出場所 上記5に同じ
- (3) 開札日時 平成29年3月24日（金）午前11時
- (4) 開札場所

〒819-0395

福岡県福岡市西区元岡744番地

国立大学法人九州大学パブリック2号館（旧最先端有機光エレクトロニクス研究棟3階）入札室

- (5) その他 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、総長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

15. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、総長の承諾を得た場合は、上記14(2)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。電送による入札は認めない。

なお、持参、郵送又は託送による入札書の受領は、平成29年3月23日（木）正午（必着）とする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

16. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、入札参加者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

① 提出期間 平成29年3月2日（木）から平成29年3月23日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は正午まで）。

② 提出場所 上記5に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

④ 保証期間 平成29年4月22日（土）まで。

⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、下記の表各項に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争参加者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式を満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥ 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争参加者の負担とする。

- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の30以上とする。

また、総長は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

17. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。表紙には発注者名、工事名、入札参加者の住所、名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、2ページ目以降には記載しないこと。（別紙参考例参照）
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出した工事費内訳書について契約担当者（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、別冊競争参加者心得第31（1）に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合

含む。)	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけられている場合	(1)内訳書の記載が全くない場合
	(2)入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

(4) 入札参加者が総長の承諾を得て紙による入札を行う場合は、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

18. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合は、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

19. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を

した者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、総長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記7に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

20. 落札者の決定方法

- (1) 契約規程第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約規程第17条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程同条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

21. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回った場合の措置

- (1) 最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、**特別重点調査**を実施する。

また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

- (2) その他

上記(1)に示した特別重点調査を受けた者との契約については、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

2 2. 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由によりやむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記7（10）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 3. 契約書作成の要否等

別紙工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2 4. 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。

2 5. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建築工事保険契約をするものとする。

2 6. 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2 7. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達室苦情処理対策室 電話番号03-3581-0262（直通））対して苦情を申し立てることができる。

2 8. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

2 9. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争参加者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争参加者心得を遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことが出来ない。

(6) 落札となるべき同じ評価値の入札をしたものが2人以上あるときはくじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。

(7) 落札者は、上記10(3)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 入札説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話番号050-5546-8368

・ICカードの不具合等発生等の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、技術提案書、応札等の締切時間が切迫している等緊急を要する場合は、上記5に連絡すること。

(10) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。

数量書は、平成29年1月11日より交付し、その提供方法は、設計図書の交付と同様とする。

この数量書に対する質疑応答書は、次により提出するものとする。質問がない場合も、その旨明記した上で提出すること。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は、区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間 平成29年1月11日(水)から平成29年3月16日(木)まで。
持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)。

② 提出場所 上記5に同じ。

③ 電子メールの送信先 sskkouji@jimu.kyushu-u.ac.jp

なお、数量書の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間 平成29年3月21日(火)から平成29年3月23日(木)まで、午前9時から午後5時まで(ただし、初日は正午から)。

② 閲覧場所 上記5及び九州大学施設部ホームページ(<http://shisetsu.jimu.kyushu-u.ac.jp/kigyo/tyoutatu/tyoutatu.html>)において公表する。